

# 南湖ハウス通信



2024年9月号 vol.36

## 政治と市民生活と憲法

8月は「戦争を考える」月として、茅ヶ崎在住の語り部さんのお話を聞くことができました(裏面に詳細)。敗戦以来、日本は平和憲法によって戦争をしない国となりました。しかし今「国防という名の戦争ができる国」になろうとしている気がして心配です。(´\_`)/

9月末には自民党の総裁選があり、日本の首相が決まります。候補者の中には改憲を目標にしている人もいて「憲法が変わると生活がどう変わるのか」私たち市民は具体的に想像して考えてみましょう。(裏面に改憲内容)

既に緊急事態宣言や改正地方自治体法も変化しています。国の権限強化は着実に進んでいて、「新たな戦前」という心配はココから来ています。80年前の戦前を学ぶべきはこの“空気”で、身近なお父さんやお兄ちゃんが戦争に行くことになったら…を想像してみましょう。また身近な議員さんと対話して、市民の声や気持ちを国に届けてもらいましょう。それが議員の役割です。

## 9月の予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	OPEN		OPEN		OPEN	
8	9	10	11	12	13	14
	OPEN		OPEN		休み	①
15	16	17	18	19	20	21
	OPEN		OPEN		②	
22	23	24	25	26	27	28
	祝休		OPEN		OPEN	
29	30	1	2	3	4	5
	OPEN					

① 大人の勉強会(早稲田里親研究会と協働)  
子どもの権利条約のスペシャリストの平野裕二さんをお招きしてお話をうかがいます。  
テーマ:(仮)子どもの家庭養育と権利擁護  
日時:2024年9月14日(土)10~12時  
場所:カムカム新蒲田(東京都大田区蒲田)

② つきのわ「赤ちゃんの発達相談会」  
日時:9月20日(金)10:00~13:00 満員御礼

### 《今後の予定》

9月23日 茅ヶ崎オカリーナフェスティバル  
10月3日 鶴嶺高校ボランティア塾  
11月9・10日 子どもの権利フォーラムin東京  
11月23日 市議会議員との交流会アロハトーク  
10:15~12:00, 14:00~15:45の2回

\*その他、持ち寄りランチ会は適宜開催します。

## 8月の報告

★8月10日は早稲田里親研究会主催の日仏の児童相談所の役割の違いを学ぶことができました。フランスから来たゲストが南湖ハウスに滞在したので、様々な話が聞けました。また、映画「いつも隣で」から具体的なエドゥケーターの役割を知ることができました。

★8/13~18のフレンドホーム活動では、児童養護施設で生活する子どもたちと市内の散策やBBQ、料理を作って食べたり、初めてのフレンドさんと交流しました。近所のお子さんも来て皆で楽しく過ごすことができました。短期間の子どものホームステイなので、関心のある方はご一報ください。(\*o\*)/

## ふらっと南湖 (任意団体)

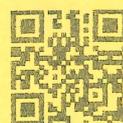
TEL:0467-82-7155 (松本)

メール: nangothouse@gmail.com

場所: 茅ヶ崎南湖4-2-18 東棟

OPEN 時間は月水金の10~16時です。

来室する際はご一報ください。 ☆-(´\_`)/



## 戦争を考える 語り部さんのお話

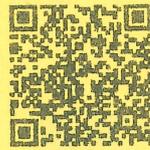
8月18日(日)は、南湖の八雲神社境内の自治会館で、戦争の語り部さんのお話を聞くことができました。(\*^o^\*) (共催)湘南ロケットほか

「おはなしを、聞く」シリーズは、西山さん以外の方のお話もYoutubeで聞くことができます。

語り部 西山正子さん

戦時中のおはなし

戦後のおはなし



前編



後編

## ちよこつと、憲法! (\*^-^\*)

### 【現行憲法】 前文

その3

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……………(647字)

### 第1章 天皇 第1条

天皇は、**日本国の象徴**であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

### 第2章 戦争の放棄

**第9条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

**第9章 改正 第96条** この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

参考にしたサイトはこちら

The Young  
Women's  
Christian



2012 @satlaws  
All Rights  
Reserved.



\* 現行憲法と自民党の草案(他党は不明)を比較します。今回は、前文(ビジョン)、第1章「天皇」と第2章「戦争・国防」です。詳細は、ご自身で調べてみてください。  
\* 憲法が変わると国民生活にどんな影響があるか想像して、周りの人と話し合ってみましょう。(o^o^)/

### 【自民党憲法草案】 前文

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である**天皇を戴く国家**であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。……………(310字)

### 第1章 天皇(天皇) 第1条

天皇は、**日本国の元首**であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

### (国旗及び国歌) 第3条 <追加される>

- 1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。
- 2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

### 第2章 安全保障 <戦争の放棄は削除される>

#### 第9条(平和主義)

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
- 2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

### (国防軍) 第9条の2 <追加される>

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

### 第9章 緊急事態(緊急事態の宣言) <追加>

#### 第10章 改正 第100条

この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。